甲賀市投票区域再編計画

令和７年７月２９日

甲賀市選挙管理委員会

１．投票区域再編にあたって

甲賀市は、合併以降20年間、95の投票区域で選挙を執行しています。

人口減少や高齢化など社会構造が急激に変化する中、投票管理者をはじめ、選挙事務に従事する人員確保、車いすを利用される方も安心して投票ができる投票所の広さやバリアフリー化、冷暖房設備の有無等の投票環境が十分に整備されていないなど、さまざまな課題が生じています。

こうした課題を解決するため、投票環境の改善、生活形態や社会ニーズの多様化による期日前投票者数の増加、災害時にも備えた選挙体制の確立など、将来を見据えた新たな投票区域への再編に向け、「甲賀市投票区域編成審議会」へ諮問し、令和6年3月に答申を受けました。

本答申を受け、社会情勢に応じた投票区域の再編と、「誰もが投票しやすい環境づくり」に向けた支援の実施により投票率の維持・向上を図るとともに、「将来を見据えた持続可能な投票所運営」をめざします。

２．甲賀市の現状
有権者数の推移

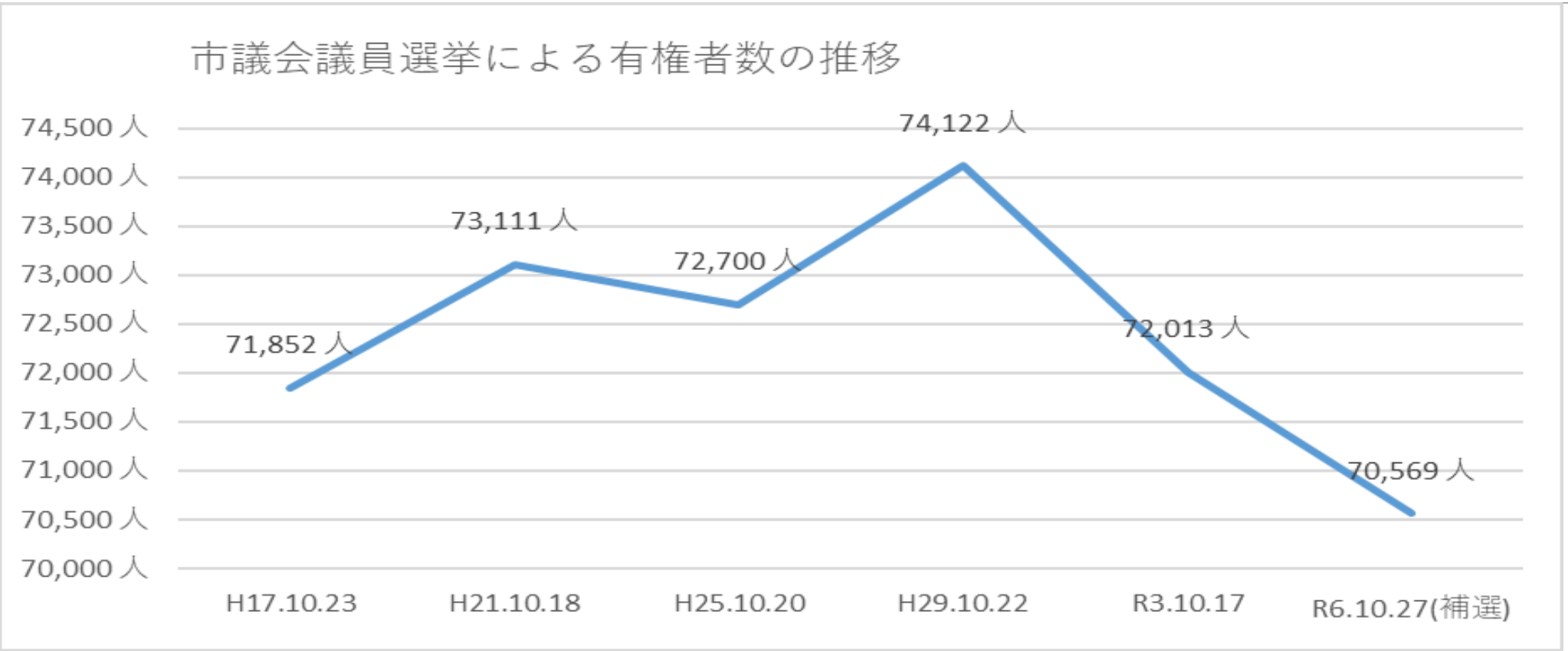

※公職選挙法の改正（平成28年）により選挙権年齢が20歳から18歳以上に引き下げられ、有権者の比較では、平成29年から令和6年の間で、3，553人減少しています。

期日前投票の推移

投票者全体の3割を超え
増加傾向にある

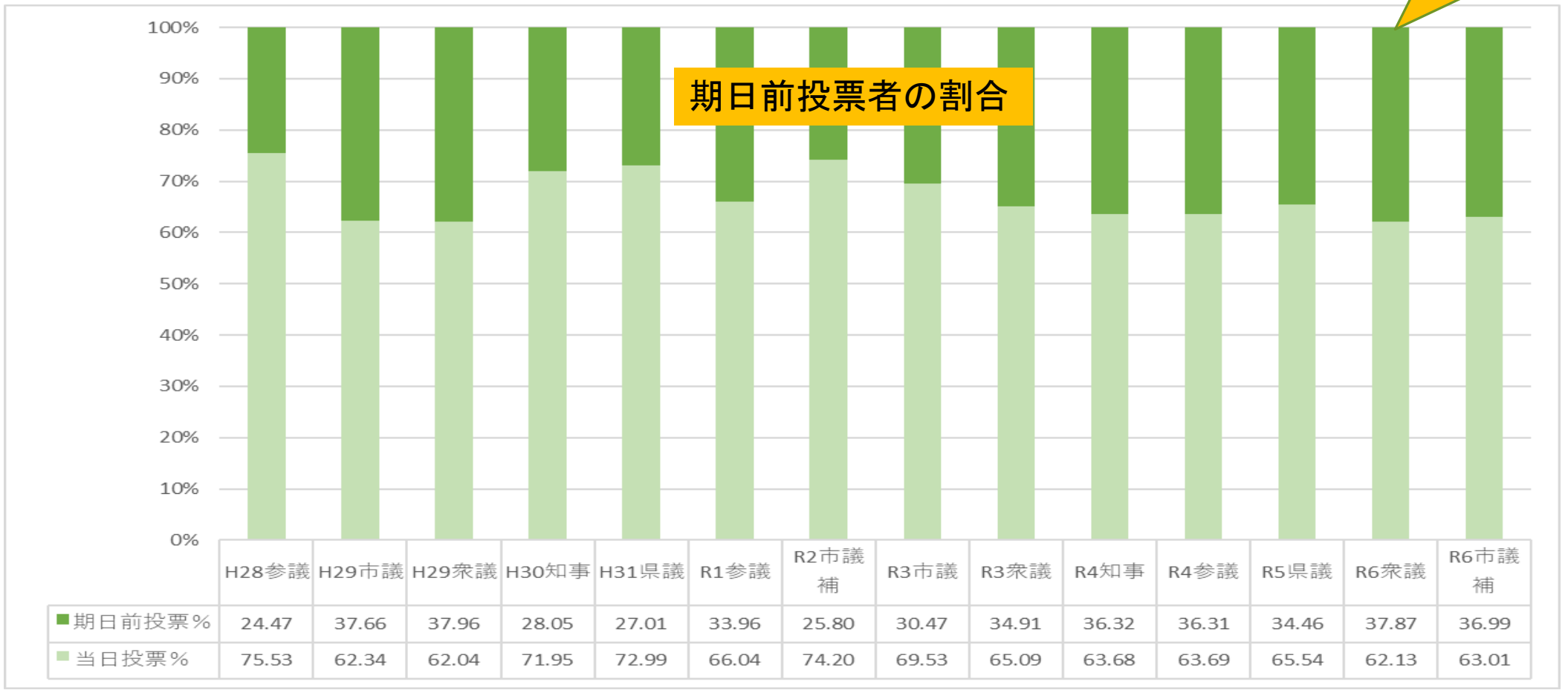

	H28参議	H29市議	H29衆議	H30知事	H31県議	R1参議	R2市議補	R3市議	R3衆議	R4知事	R4参議	R5県議	R6衆議	R6市議補
期日前投票％	24.47	37.66	37.96	28.05	27.01	33.96	25.80	30.47	34.91	36.32	36.31	34.46	37.87	36.99
当日投票％	75.53	62.34	62.04	71.95	72.99	66.04	74.20	69.53	65.09	63.68	63.69	65.54	62.13	63.01

課題

現状において、さまざまな課題があり、適正な選挙執行が難しくなっています。

【課題1】 投票環境

投票所のバリアフリー化、冷暖房設備の有無、投票所の広さ、駐車場の確保などが不十分である

【課題2】 人材確保

投票管理者や投票立会人の確保が難しくなっている

【課題3】 職員体制

選挙事務に従事する職員数が減少した（合併時に比べ約250人減少）

感染症や風水害などへの迅速かつ確実な対応が必要　など

３．再編計画に係る背景と経過

組織名	答申の内容
甲賀市選挙事務不適正処理再発防止委員会 （平成３１年２月３日付）	選挙事務の効率化・合理化と有権者の投票環境の向上を念頭に、投票区の編成も検討課題のひとつである

組織名	答申の内容
甲賀市投票区域編成審議会 （令和６年３月２６日付）	●一定削減することはやむを得ない ●急激な見直しには反対 ●投票率が低下しないよう地域事情も考慮し、新たな投票区域の編成に努めること

４．再編の基準

将来を見据えた新たな投票区域の編成にあたり、投票区の現状と課題を踏まえ、**選挙事務の効率化・合理化と有権者の投票環境の向上を念頭に置いた投票区の適正規模**を見極め、次の基準を基に総合的に判断し、見直しを行いました。

（1）投票区の規模

１投票区における有権者数を概ね3,000人以内とする。

（2）投票区の範囲

住居から投票所までの距離の上限を3km以内とする。

（3）投票所の環境

次の要件をできる限り満たす施設とする。

・施設のバリアフリー化がなされていること。

・適切な広さの施設、駐車場であること。

・空調設備を備え、適切な投票環境であること

・ネットワーク環境整備、セキュリティの確保が可能な施設であること。

５．新たな投票区（所）数

※（　）内は従来との比較

従来の投票所数		再編後の投票所数	
水口地域	30	水口地域	14（▲16）
土山地域	9	土山地域	6（▲3）
甲賀地域	16	甲賀地域	8（▲8）
甲南地域	18	甲南地域	10（▲8）
信楽地域	22	信楽地域	11（▲11）
計	95	計	49（▲46）

６．新たな支援

あらゆる投票機会の中から有権者自らが投票方法を選択できる体制を充実し、投票率の維持・向上をめざします。

【期日前】

①大型商業施設での期日前投票所の開設

幅広い年代の方が利用される大型商業施設に開設し、利便性の向上を図ります。

②移動期日前投票所の実施

再編地域を基本とし、地域の公民館等に開設し、移動が困難な方の投票機会を確保します。

【当日】

①共通投票所の導入

旧町域や小学校区域によらず、市内のどこの投票所でも投票ができるよう投票機会の確保を図ります。

②タクシー（事前予約制）による自宅から投票所までの移動支援

移動が困難な方の投票所までの移動手段を確保します。

【期日前】①大型商業施設での期日前投票所の開設
②移動期日前投票所の実施

従来の期日前投票所
甲賀市役所（別館）
土山地域市民センター
甲賀地域市民センター
甲南地域市民センター
信楽地域市民センター

再編後の期日前投票所
甲賀市役所（別館）
土山地域市民センター
甲賀地域市民センター
甲南地域市民センター
信楽地域市民センター
新 大型商業施設 （水口地域の商業施設を想定）
新 移動期日前投票所　※ （再編により投票所までの距離が３ｋｍを超える地域を基本に調整）

※移動期日前投票所･･･従来の投票所であった施設を基本とし、期日前投票期間中、期日を指定し開設します。

【当日】①共通投票所の導入
②タクシーによる自宅から投票所までの送迎

指定された投票所のみ

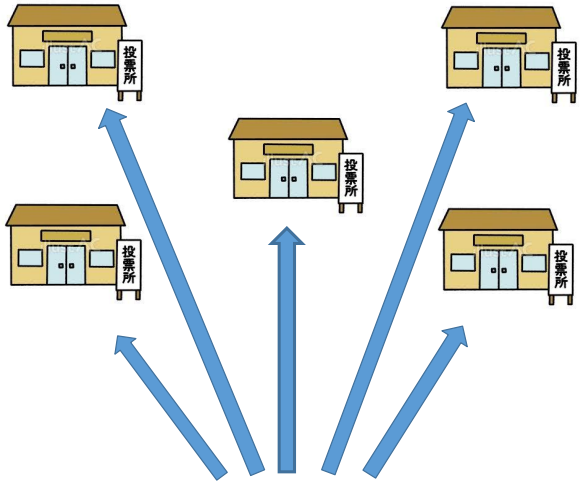

新 「共通投票所」
市内どこの投票所でもOK

新 タクシーによる投票所までの送迎
（投票所までの移動が困難な方）

７．再編に伴う周知方法

以下の媒体を活用した広報により、分かりやすい周知に努めます。

①広報こうか

②ホームページ

③あいコムこうか（行政情報番組、データ放送）

④区・自治会への案内（文書）

⑤ポスティング（個別郵送）

⑥市公式LINEとFacebook

⑦大型商業施設や広報車での街頭啓発

⑧選挙公報

⑨投票入場券　など

8. 実施に向けたスケジュール

●令和8年7月　　滋賀県知事選挙を予定

年月		令和７年									令和８年											
番号	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1	執行選挙				参議院選挙			市議選挙									県知事選挙					
2	当日投票及び期日前投票 移動支援などの支援策		従来の９５投票区域での選挙														新 新たな４９投票区域での選挙					
																	新 共通投票所 タクシーでの投票所までの送迎					
			移動支援などの支援策の検討																			
																	新 大型商業施設での期日前投票所 移動期日前投票所					
			市役所及び４地域市民センターでの期日前投票所																			
3	選挙システム更新等								システムの改修と情報更新				新システム運用テスト				新システム運用					
4	市民への周知				広報こうか、あいコムこうか、市ホームページ、ポスティング（個別郵送）などで周知																	

新たな投票区域一覧

【水口地域】

（R6.12.1時点）

旧投票区		選挙人名簿登録者数		新投票区		選挙人名簿登録者数	対象の行政区域
第1投票区	八田公民館	192	→	第1投票区	伴谷コミュニティセンター	852	八田区
第2投票区	春日集会所	315					春日区
第4投票区	伴谷コミュニティセンター	345					伴中山区
第3投票区	下山公民館	2,062		第2投票区	下山公民館	2,062	下山区、広野台東区、広野台西区
第5投票区	山集会所	2,710		第3投票区	山集会所	2,710	山区、菅谷区、第４水口台区
第6投票区	桜ヶ丘草の根集会所	3,040		第4投票区	桜ヶ丘草の根集会所	3,040	桜ヶ丘区、第３水口台区
第7投票区	泉公民館	1,070	→	第5投票区	柏木コミュニティセンター	2,847	泉区、大法寺区
第8投票区	酒人公民館	263					酒人区
第9投票区	宇田公民館	415					宇田区、柏貴区
第10投票区	甲賀農業協同組合旧柏木支所	1,099					北脇区、宮前区、山手区、植区
第11投票区	虫生野会館	1,636		第6投票区	虫生野会館	1,636	虫生野区
第12投票区	貴生川コミュニティセンター	1,901	→	第7投票区	貴生川コミュニティセンター	2,663	貴生川第１区～第３区、西内貴区、南内貴区
第13投票区	北内貴山尾館	223					北内貴区
第14投票区	宇川会館	539					宇川区、岩坂区
第15投票区	貴生川小学校多目的室	1,888	→	第8投票区	貴生川小学校多目的室	2,690	三大寺区、三本柳区、かふかの丘区、高山区
第16投票区	牛飼公民館	415					牛飼区
第17投票区	杣中コミュニティセンター杣の郷	200					杣中区
第18投票区	山上公民館	187					山上区
第19投票区	名坂公民館	2,095		第9投票区	名坂公民館	2,095	名坂区、東名坂区、名坂堂山区
第29投票区	水口中部コミュニティセンター	1,391		第10投票区	綾野児童クラブ	1,391	水口第８区（平町、米屋町）、第１１区（中之町、塗師屋町）、第１２区（坂町、大徳寺町）、第１４区（天王町、河内町、北町、栄町）、第１６区（郷山町、綾野町）、第１７区（八幡町）、第１９区（天王口町、南小路町、丸の内町）

【水口地域】

（R6.12.1時点）

旧投票区		選挙人名簿登録者数		新投票区		選挙人名簿登録者数	対象の行政区域
第20投票区	松尾草の根ハウス	1,250	→	第11投票区	城山中学校体育館	2,643	松尾区、松尾団地区、水口松尾台区
第27投票区	水口北部コミュニティセンター	1,393					水口第13区(新町、天理町)、朝日が丘区(岡山町、旭町、車谷利平町) 西城山町、城山町、古城が丘区(2番街、3番街)、東古城が丘区(4～7番街)、古城が丘緑区(1組、2組、3組、4組)、古城が丘南自治会(1番街) 1の1番街自治会、岡の郷区
第21投票区	中畑草の根集会所	99	→	第12投票区	岩上体育館	2,341	中畑区
第22投票区	岩上体育館	1,472					新城区、城が丘区、つつじが丘区、西ケ瀬自治会
第23投票区	今郷公民館	207					今郷区
第24投票区	嶬峨草の根集会所	299					嶬峨区
第25投票区	★ 和野草の根集会所	264					和野区
第26投票区	水口東部コミュニティセンター	1,497	→	第13投票区	市役所別館	2,874	水口第1区(月ケ上町、田町、片町、松原町、作坂町)、水口第2区(旅寵町、葛篭町、大池町、柳町)、水口第3区(東町東組、東町中組、東町西組)。水口第4区(速玉町、湯屋町、滝町、池田町)、水口第5区(大岡寺町、大原町、呉服町)、水口第6区(永原町、鍵中町、中島町、西町)、水口第7区(夷町、魚屋町、伴町)
第28投票区	市役所別館	1,377					水口第9区(大正町、御所後町、石倉町、大川町)、水口第10区(町邸町、街森町、市場町、蓮花寺町、勝栄町、地方森町、南元町)、第17区(美濃部)、南区(南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目)、幸が平区、城南区 梅の木自治会、上真海自治会

★印の投票区は再編後、自宅から投票所までの距離について一部3kmを超える地域があります。

【水口地域】

（R6.12.1時点）

旧投票区		選挙人名簿登録者数	新投票区		選挙人名簿登録者数	対象の行政区域
第30投票区	水口西部コミュニティセンター	1,815	第14投票区	水口西部コミュニティセンター	1,815	水口第15区(心光寺門前町、天神町、西郷山町)、水口第17区(田中)、水口第18区(東邸町、御本丸町)、水口第20区(東小坂町、北邸町、小坂町)、水口第21区(金刀比羅町、天神口町、広小路町)、水口第22区(内殿町、西小路町)、林口区(東林口、西林口、西邸北組、西邸南組、御茶園町)、本丸自治会、城内自治会

【土山地域】

(R6.12.1時点)

旧投票区		選挙人名簿登録者数		新投票区		選挙人名簿登録者数	対象の行政区域
第31投票区	大河原集会センター	97	→	第15投票区	鮎河コミュニティセンター	426	大河原1区、大河原2区
第32投票区	鮎河コミュニティセンター	329					東野1区、東野2区、西野1区、西野2区
第33投票区	ふるさと生きがいセンター六友館	641		第16投票区	ふるさと生きがいセンター六友館	641	黒滝区、上の平区、中之組区、川西区、黒川市場区、猪鼻区、山中区、笹路区、山女原区
第34投票区	あずま会館	565	→	第17投票区	土山開発センター	2,299	南東区、北東区
第35投票区	土山開発センター	1,734					南中区、南西区、北中区、北西区、北芝区、大澤区、野上野区、第1・1緑ヶ丘自治会、第1・2緑ヶ丘自治会、緑ヶ丘5自治会
第36投票区	東瀬音集会所	266		第18投票区	東瀬音集会所	266	平子区、東瀬音区、西瀬音区、青土区
第37投票区	前野集会所	757	→	第19投票区	大野小学校体育館	1,746	頓宮区、前野区、市場区
第38投票区	大野コミュニティセンター	989					徳原区、三軒家区、里区、寺前自治会、新里区、布引自治会、第2緑ヶ丘自治会
第39投票区	今宿公民館	420		第20投票区	今宿公民館	420	片山区、今宿区、末田区

【甲賀地域】

（R6.12.1時点）

旧投票区		選挙人名簿登録者数		新投票区		選挙人名簿登録者数	対象の行政区域
第40投票区	大原市場公民館	951	→	第21投票区	甲賀農村環境改善センター	1,557	大原市場区、高野区
第51投票区	草の根ハウス相模会館	606					鳥居野区、相模区
第41投票区	滝会館	601	→	第22投票区	上野会館	2,168	滝区、毛牧区
第42投票区	田堵野会館	376					田堵野区
第43投票区	和田公民館	308					和田区、高嶺区
第44投票区	上野会館	883					上野区、鹿深台区
第45投票区	五反田ふれあいホール	168		第23投票区	五反田ふれあいホール	168	五反田区
第46投票区	★ 油日7組集会所	158	→	第24投票区	油日会館	546	油日区(7～9組、13～14組)
第47投票区	油日会館	388					油日区(上記以外の組)
第48投票区	★ 櫟野公民館	209	→	第25投票区	里山かむら交流館	827	櫟野区
第49投票区	★ 里山かむら交流館	618					神区
第50投票区	大原中公民館	1,283		第26投票区	大原中公民館	1,283	大原上田区、大久保区、大原中区、拝坂区
第52投票区	甲賀木彩館	332		第27投票区	甲賀木彩館	332	岩室区
第53投票区	甲賀もちふる里館	406	→	第28投票区	佐山コミュニティセンター	975	小佐治区
第54投票区	神保公民館	314					神保区
第55投票区	隠岐集会所	255					隠岐区

★印の投票区は再編後、自宅から投票所までの距離について一部3kmを超える地域があります。

【甲南地域】

（R6.12.1時点）

旧投票区		選挙人名簿登録者数		新投票区		選挙人名簿登録者数	対象の行政区域
第56投票区	草の根ハウス寺庄公民館	2,174		第29投票所	草の根ハウス寺庄公民館	2,174	寺庄区、葛木
第57投票区	深川草の根ハウス	840	→	第30投票区	甲南体育館	2,021	深川区
第59投票区	稗谷公民館	109					稗谷区
第71投票区	ニューポリスみちくさ館	1,072					ニューポリス区
第58投票区	森尻草の根ハウス	374	→	第31投票区	かえで会館	1,541	深川市場区、森尻区、宝木区
第70投票区	耕心区草の根ハウス	1,167					耕心区
第60投票区	池田コミュニティセンター	987	→	第32投票区	池田コミュニティセンター	987	池田区、池田団地区
第62投票区	甲南中部小学校体育館	895	→	第33投票区	甲南中部小学校体育館	1,651	竜法師区、野尻区
第63投票区	野田草の根ハウス	756					野田区
第61投票区	磯尾多目的集会所	207		第34投票区	磯尾多目的集会所	207	磯尾区
第64投票区	杉谷公民館	1,444	→	第35投票区	杉谷公民館	1,777	杉谷区、新治区
第66投票区	市原公民館	278					塩野区、市原区
第65投票区	★ 新田公民館	55					
第67投票区	柑子公民館	189	→	第36投票区	甲南第三小学校体育館	644	柑子区
第68投票区	甲南第三小学校体育館	342					下野川区、上野川区、下馬杉区
第69投票区	★ 上馬杉草の根ハウス	113					上馬杉区
第72投票区	希望ケ丘コミュニティセンター	3,277		第37投票区	希望ケ丘コミュニティセンター	3,277	希望ケ丘学区の一部（希望ケ丘1～3丁目、希望ケ丘本町1～6丁目）
第73投票区	甲南希望ケ丘保育園	2,528		第38投票区	甲南希望ケ丘保育園	2,528	希望ケ丘学区の一部（稗谷の一部、希望ケ丘4・5丁目、希望ケ丘本町7～10丁目）

★印の投票区は再編後、自宅から投票所までの距離について一部3kmを超える地域があります。

【信楽地域】

(R6.12.1時点)

旧投票区		選挙人名簿登録者数		新投票区		選挙人名簿登録者数	対象の行政区域
第74投票区	信楽開発センター	840	→	第39投票区	信楽開発センター	2,630	長野区
第75投票区	草の根ハウス栗林会館	698					
第76投票区	草の根ハウス二本丸会館	1,092					
第77投票区	神山ふれあい会館	741		第40投票区	神山ふれあい会館	741	神山区
第78投票区	江田福祉会館	745	→	第41投票区	信楽中学校体育館	745	江田区、西区の一部
第79投票区	田代交流館	195	→	第42投票区	田代交流館	290	田代区
第80投票区	★ 畑公民館	95					畑区
第81投票区	紫香楽宮宮町会館	263		第43投票区	紫香楽宮宮町会館	263	宮町区
第82投票区	黄瀬交流館さらら	489	→	第44投票区	雲井コミュニティセンター	1,272	黄瀬区
第83投票区	雲井地区農村活性化センター	783					牧区、勅旨区の一部
第84投票区	高齢者活動生活支援促進施設勅旨会館	757		第45投票区	高齢者活動生活支援促進施設勅旨会館	757	勅旨区の一部、丸岡区
第85投票区	西教育集会所	188	→	第46投票区	小原小学校体育館	1,453	西区の一部
第86投票区	農林漁家婦人活動促進施設柞原会館	223					柞原区
第87投票区	草の根ハウス中野公民館	132					中野区
第88投票区	杉山老人憩の家	98					杉山区
第89投票区	信楽農事集会所小川会館	310					小川区
第90投票区	小川出公民館	115					小川出区
第95投票区	しがらきニュータウン区民会館	387					しがらきニュータウン区
第91投票区	朝宮コミュニティセンター	298	→	第47投票区	朝宮コミュニティセンター	421	上朝宮区
第92投票区	下朝宮老人憩の家	123					下朝宮区
第93投票区	宮尻生活改善センター	102		第48投票区	宮尻生活改善センター	102	宮尻区
第94投票区	多羅尾老人憩の家	252		第49投票区	多羅尾老人憩の家	252	多羅尾区

★印の投票区は再編後、自宅から投票所までの距離について一部3kmを超える地域があります。